上尾市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度実施要綱

令和 6 年 4 月 1 日 市 長 決 裁

上尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (令和3年2月9日 市長決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、上尾市人権尊重都市宣言(平成7年上尾市告示第217号)の理念に基づき、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(以下「届出制度」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
  - (1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性自認又は性的指向に係る性的少数者である者 2 人が、互いを人生のパートナーとして相互に責任を持って協力し、共同生活を行うことを約した関係をいう。
  - (2) ファミリーシップ パートナーシップにある 2 人の双方又は一方と同居する子(養子を含む。)、親(養親を含む。)等の近親者その他市長が認める者(以下「近親者等」という。)が家族として協力し合う関係をいう。

(届出制度)

- 第3条 届出制度の内容は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号 に定めるとおりとする。
  - (1) パートナーシップの届出 当該届出をした者に対し、受理証明書(第 8条に規定する受理証明書をいう。次号において同じ。)を交付するこ と。
  - (2) ファミリーシップの届出 当該届出をした者に対し、ファミリーシップにある近親者等(以下「ファミリーシップ対象者」という。)の氏名を記載した受理証明書を交付すること。

(届出をすることができる者の要件)

第4条 パートナーシップの届出をすることができる者は、次の各号のいず

れにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 4 条に規定する成年に達したものであること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
  - ア パートナーシップの届出をする者の双方が市内に住所を有していること。
  - イ パートナーシップの届出をする者の一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が次条第1項の規定により同項各号に掲げる書類を市長に提出した日(以下「届出日」という。)から3か月以内に本市への転入を予定していること。
  - ウ パートナーシップの届出をする者の双方が届出日から3か月以内に 本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと及びパートナーシップの届出をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) パートナーシップの届出をする者同士が、民法第734条及び第73 5条の規定により婚姻することができないとされている者同士(養子縁 組をしている場合を除く。)でないこと。
- 2 ファミリーシップの届出をすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) パートナーシップの届出をした者
  - (2) ファミリーシップの届出と同時にパートナーシップの届出をしようと する者

(届出の方法)

- 第5条 パートナーシップ又はファミリーシップの届出をしようとする者は、 次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。
  - (1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出書 (第1号様式。以下「届出書」という。)
  - (2) パートナーシップ・ファミリーシップの届出に当たっての確認書(第 2 号様式)
- 2 前項の場合において、同項各号に掲げる書類は、パートナーシップにある2人が連署して提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がある

ると認めるときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定による届出(パートナーシップに係るものに限る。)をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)を添えて提出するものとする。
  - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(本市への転入を予定している者にあっては、その事実を確認することができる書類)
  - (2) 婚姻をしていないことを証明する書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 第1項の規定による届出(ファミリーシップに係るものに限る。)をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)を添えて提出するものとする。
  - (1) 戸籍抄本、戸籍全部事項証明書その他のファミリーシップ対象者である事実を確認することができる書類
  - (2) ファミリーシップ対象者が18歳未満である場合にあっては、住民票の写しその他のパートナーシップの届出をした者との同居の事実を確認することができる書類(本市への転入を予定している者にあっては、転入を予定し、及び転入後に当該パートナーシップの届出をした者との同居を予定している事実を確認することができる書類)
  - (3) その他市長が必要と認める書類 (本人確認)
- 第6条 市長は、前条の規定による届出をしようとする者が本人であること を確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものと する。
  - (1) 個人番号カード
  - (2) 運転免許証
  - (3) 旅券
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (通称の使用)
- 第7条 第5条の規定による届出をしようとする者は、性別の違和等で市長 が特に理由があると認める場合は、届出書において氏名と併せて通称(氏

名以外の呼称であって、社会生活上通用していると市長が認めるものをい う。次項において同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称の使用を希望する者は、日常生活において当該通 称を使用していることが確認することができる書類を当該届出時に提示し なければならない。

(受理証明書の交付)

第8条 市長は、第5条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)が第4条に定める要件を満たしていると認めるときは、届出者に対してパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書(第3号様式。以下「受理証明書」という。)に届出書の写しを添えて交付するものとする。

(再交付の申出)

- 第9条 前条の規定により受理証明書の交付を受けた者は、当該受理証明書を紛失し、毀損し、又は汚損した場合において受理証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書再交付申出書(第4号様式。以下「再交付申出書」という。)により、市長に対し受理証明書の再交付を申し出ることができる。この場合において、受理証明書を毀損し、又は汚損した者は、再交付申出書に毀損し、又は汚損した受理証明書を添付しなければならない。
- 2 第6条の規定は、再交付を申し出る者に係る本人確認について準用する。
- 3 市長は、再交付申出書の提出を受けたときは、受理証明書を再交付する ものとする。
- 4 前項の規定により受理証明書の再交付を受けた者は、受理証明書の再交付を受けた後において、紛失した受理証明書を発見したときは、速やかに発見した受理証明書を市長に返還しなければならない。

(届出事項の変更等)

- 第10条 届出者は、受理証明書に記載した事項に変更があった場合(次条 第1項各号に掲げる場合を除く。)は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届(第5号様式。以下「変更届」という。)に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、第4条第第1項2号イ又はウの規定に該当 する者が本市に転入したときは、届出日から3か月以内に、変更届に住民

票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、本市に転入した事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- 3 第6条の規定は、変更届を届け出る者に係る本人確認について準用する。 (返還)
- 第11条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届(第6号様式)に受理証明書を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合であって引き続きファミリーシップの継続を希望するときは、この限りでない。
  - (1) 届出者の双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 届出者の一方が死亡したとき。
  - (3) 次条の規定により、受理証明書が無効となったとき。
  - (4) 第4条に定める要件を満たさなくなったとき。

(受理証明書の無効)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する受理証明書は、無効とする。
  - (1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。
  - (2) 届出書の内容に虚偽があったとき。
  - (3) 第4条の規定に違反しているとき。
  - (4) 第4条第1項第2号イ又はウの規定に該当する者が届出日から3か月 以内に、本市に転入をしなかったとき。
  - (5) 第4条第1項第2号イ又はウの規定に該当する者が本市に転入した場合において、正当な理由なく、届出日から3か月以内に第10条第2項本文の規定による届出を行わないとき。
  - (6) 不正な手段により受理証明書の交付を受けたこと又は受理証明書を不正に使用したことが判明した場合で、市長が必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により受理証明書が無効となった場合は、届出者に 交付した受理証明書の返還を求めるものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により無効となった 受理証明書の交付番号(受理証明書ごとに付与された番号をいう。)を公 表することができる。

(自治体間での連携)

- 第13条 届出者は、届出制度又はこれに準ずる制度の連携に関する協定を 締結している自治体(以下この条において「協定自治体」という。) へ転 出するときは、協定自治体がそれぞれ定める手続により、協定自治体にお ける届出制度又はこれに準ずる制度を継続して利用することができる。
- 2 届出者は、協定自治体から本市へ転入する場合において、協定自治体から交付された届出制度の利用者である旨の証明書等を所持しているときは、 申出により本市における届出制度を継続して利用することができる。
- 3 協定自治体間における届出制度又はこれに準ずる制度の連携に関し必要な事項は、本市が協定自治体と締結する協定において定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、届出制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の上尾市パートナーシップの 宣誓の取扱いに関する要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により行わ れた宣誓(旧要綱第2条第2号に規定する宣誓をいう。)その他の行為は、 この要綱による改正後の上尾市パートナーシップ・ファミリーシップ届出 制度実施要綱(以下「新要綱」という。)の相当規定により行われた届出 その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に交付されている旧要綱第3号様式による受領 証は、新要綱第3号様式によるものとみなす。